

令和3年7月13日（火）午前9時58分

令和3年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第2回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和3年第2回理事会議事録

開催日時 令和3年7月13日（火曜日）午前9時58分開会

開催場所 大津市民会館 小ホール

出席役員数（13人）

理事長 橋川 渉 草津市長

副理事長 野瀬 喜久男 甲良町長

副理事長 桂田 俊夫

兼常務理事

理 事 三日月 大 造 滋賀県知事（代）

小椋 正清 東近江市長

宮本 和 宏 守山市長（代）

生田 邦 夫 湖南市長

岩永 裕 貴 甲賀市長

平尾 道 雄 米原市長

伊藤 定 勉 豊郷町長

越智 真一 医師国保組合理事長（代）

監 事 野村 昌 弘 栗東市長

西田 秀 治 竜王町長

○開 会

午前9時58分開会

◇竹若局長 おはようございます。少し時間が早いですけれども、皆さんお揃いでございますので、只今より国保連合会理事会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 改めまして、おはようございます。

本日、国保連合会理事会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

現在、それぞれの自治体におかれでは、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種など、大変なご苦労をいただいていることと存じます。

国保連合会におきましても、この間、本来業務である医療機関への診療報酬の審査支払や保健事業支援をしっかりと果たしますとともに、保険者や行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の支援をできる限り行ってまいりました。今後も可能な限り、医療保険制度を支えるべく、本会の役割を果たしてまいります。

本日は、令和2年度事業報告、決算、令和3年度補正予算など、重要な議案をご審議いただきます。

また、現在、全国の国保連合会・国保中央会で取り組んでおります「国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助金獲得のための要請活動について」、並びに「第3期中期経営計画について」ご説明をさせていただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇竹若局長 どうもありがとうございました。

次に、本日の出席状況でございますが、委任出席も含め、全員の出席でございます。本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

次に、この理事会の議長でございますが、本会規約第33条第1項によりまして、理事会の議長は理事長が当たることとなっておりますので、橋川理事長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長 それでは、私が議長をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、会議

録も公表することといたします。

次に、国保連合会規約第36条の規定により、議事録署名人を選出いたしたいと思いま
すが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 それでは、私のほうより指名させていただきます。

東近江市長の小椋理事さん、湖南市長の生田理事さんのお二人にお願いしたいと思いま
す。よろしくお願ひします。

それでは、これより早速、審議に入ります。

まず、議案第23号、通常総会開催日についてでございます。事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 お手元の令和3年第2回理事会の議案をご覧ください。1ページでございま
す。

議案第23号、通常総会の開催日についてでございます。本会の通常総会を令和3年7
月29日木曜日、午後2時から、本日と同じ大津市民会館小ホールにて開催したいと存じ
ます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長 このことについて、ご質問、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり議決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、総会は原案のとおり、7月29
日午後2時から開催することといたします。

次に、議案第24号、通常総会附議事項の審議に入ります。通常総会の議案は第13号
から第30号までの議案でございます。

まずは、議案第13号、令和2年度事業報告の認定についてから、議案第22号、令和
2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、いず
れも関連いたしますので、一括議題とし、審議をお願いします。

各議案について、事務局の説明を求めます。なお、説明については簡明にお願いします。

◇岡田次長 それでは、議案第13号の令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報
告の認定について、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、理事会資料の資料1で、概要版でまとめておりますので、そち
らをご覧いただきたいと存じます。

右肩、資料ナンバー1でございます。令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告概要版でございます。

まず、事業実施状況でございます。〔1〕本会の運営に関する事項でございます。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会、国保主管課長会議等の開催と、会計監査予備調査、監査法人による監査を実施いたしました。

〔2〕国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項でございます。1つ目が、国保制度改善強化全国大会でございます。こちらにつきましては、コロナ禍のため、参加人数を絞った形で開催されました。理事長職務代理者を中心に、陳情要請活動を行ったところでございます。

(2) の保険料（税）収納率向上対策でございますけれども、月間の設定及び啓発、そのほか広報活動等を行ったところでございます。令和2年度の収納率につきましては、1ページの一番下でございますけれども、95.60%で、対前年度プラス0.69ポイントという結果でございました。

続いて、2ページをご覧いただきたいと存じます。〔3〕でございます、国保総合システムに関する事項でございます。理事長のご挨拶にも少しございました、同システムにつきましては、審査支払系のシステムだけでなく、保険者共同処理に係ります保険者サービス系や他制度の標準システムとのデータ連携をしていることから、工程表の進捗を注視しつつ、継続して国保中央会、全国の国保連合会と一体となって、当該システムの構築に取り組んでまいります。

〔4〕国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項でございます。こちらにつきましては、審査委員会57人体制の下、画面審査システムを活用いたしまして、質の高い審査を目指し、取り組んだところでございます。国民健康保険・後期高齢者医療の取扱いでございますけれども、合わせて約950万件の審査を行いました。

原審査の状況でございますが、令和2年4月審査から令和3年3月審査で査定が約7万2,000件、査定額が約6億4,700万円という結果でございます。この数字につきましては、対前年度比プラス2.8%ということでございます。医科・歯科の分で査定率が0.310%となってございます。この数値につきましても、対前年度と比較いたしまして、プラス0.022ポイントということでございまして、全国の順位では3位という結果でございました。

次に、その下、(2)の被用者保険に係ります福祉医療費の取扱いでございます。令和

3年4月診療分から支払基金へ移行することに伴いまして、市町支援を継続的に実施するため、検討会に参画いたしまして、引き続き請求事務費の支払い、資格確認、福祉月報の作成等を行うよう、関係機関との調整、システムの準備を行ったところでございます。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。〔5〕でございます。こちらにつきましては、保険者共同事業及び後期高齢者医療事務代行業務に関する事項でございます。全部で7項目ございます。

(1) 風しんの追加対策事業でございますが、令和3年度末までの3年間の時限措置として、県から委託を受けまして、抗体検査・予防接種を実施いたします医療機関、健診機関からの請求支払を行うとともに、県内19市町さんからの委託によりまして、必要なクーポン券等の作成を行ったところでございます。

そのほか、(7)では後期高齢者医療業務効率化の取組みとして、現在受託をしております業務の拡大の検討を行ってまいりました。広域連合及び市町の業務効率化を実現するため、広域連合と連携いたしまして、新たな受託業務の拡大に向け、積極的に取り組んだところでございます。

〔6〕につきましては、保健事業の推進に関する事項でございます。(1)の③有識者等からなります保健事業支援・評価委員会を設置いたしまして、保険者における保健事業実施計画、データヘルス計画の策定・実施・評価の支援を行わせていただきました。その2つ目の丸でございますけれども、個別サポート事業といたしまして、令和2年度は評価委員会の結果を受けまして、各市町さんに出向いて、改めて現地で支援・評価のお手伝いをさせていただいたところでございます。

その下の⑤でございます。重複・頻回受診者等訪問指導事業でございます。適正な医療の受診及び医療費適正化につなげることを目的に、重複・頻回受診者、重複服薬者に対し、保健師及び薬剤師による訪問指導を実施したところでございます。

続いて、ページをおめくりいただきまして、4ページでございます。

〔7〕でございます。特定健診・特定保健指導に関する事項でございます。こちらにつきましては、受診率向上に向けた保険者支援として、テレビCM、電話勧奨等の支援として協力いただける在宅保健師の紹介等を行ったところでございます。

受診率につきましては、コロナ禍による集団健診の縮小・中止・延期等の影響もございまして、35.48%、対前年度比マイナス5.97ポイントという結果でございました。これは令和3年5月現在でございますので、秋の法定報告まで数字は若干異動いたします。

そのほか、〔9〕介護保険事業関係業務に関する事項では、審査支払として約190万件、約1,025億円の給付を行ったところでございます。障害につきましても、〔10〕でございますけれども約32万件、約323億円の給付を行ったところでございます。

最後、とびますけれども、6ページをご覧いただきたいと存じます。その他に関する事項といたしまして、コロナ禍関連でございます。上から3つ目の丸でございますけれども、資金調達が困難となりました保険医療機関等について、融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、希望する保険医療機関等に対して、診療報酬等の概算前払いを実施したところでございます。12機関、総額としては約3,000万円ということでございます。

2つ目の丸でございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業でございます。こちらは、令和2年8月から令和3年3月まで実施いたしました。滋賀県からの委託を受けまして、国の定める標準業務の申請書の受付、医療機関等への振込に加えて、事業の周知・審査・コールセンターの設置等に取り組んだところでございます。振込額については約97億円、審査件数については約5,100件ということでございます。

最後に、新型コロナウイルスワクチンに係ります接種券等の作成業務でございます。県内10市町さんからの委託によりまして、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者に発行いたします接種券等の作成を行ったところでございます。

以上でございます。

◇橋川理事長 座って説明してください。

◇林課長 ありがとうございます。そういたしましたら、座って説明をさせていただきます。

令和2年度の決算でございます。資料のほうにつきましては2-1、令和2年度決算の状況でご説明をさせていただきたいと存じます。

国保連合会の会計でございますが、大別いたしますと、大きく2種類ございます。①と②と記載をしてございますが、①に記載しておりますとおり、保険者さんからいただきます手数料、負担金を財源として、医療機関から請求のあった医療費の審査支払業務等を行う会計がございます。

そして、もう一つは②に記載しております、医療費等の保険者負担分を医療機関等にお支払いする会計というものでございます。全てで9会計、22勘定でございますが、全ての歳入合計が令和2年度で約4,085億2,000万円、歳出が約4,082億8,200

万円でございます。対前年度比1.4%増ということでございます。

また、この額でございますが、令和2年度に実施いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、県内医療機関や介護施設にお支払いした支援金・慰労金、約97億4,000万円が含まれたものでございます。この分を差し引きますと、歳入が約3,987億8,100万円、歳出が約3,985億4,300万円、いずれも対前年度比1.1%減ということで、歳入歳出差引が約2億3,800万円ということでございます。

そして、次の（1）の事務執行を伴う6つの勘定の概要でございます。歳入合計が約132億5,000万円、歳出合計が約130億7,400万円でございます。先ほどのコロナの包括支援事業の分が、この6つの勘定の中の一般会計で取り扱っておりますので、その分を先ほど同様に差し引きますと、歳入が約35億1,000万円、対前年度比5.2%減、歳出が約33億3,400万円で対前年度比5.9%減と、差し引き約1億7,600万円でございます。

2ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の前年度比較増減の主な内容について、歳入歳出別に記載してございます。上段、枠囲いの歳入でございますが、前年度と比べ、約1億9,200万円の減となっております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、手数料の減収がございました。国保業務勘定では約5,800万円減、後期では約1,700万円減ということでございます。

この収入減に対応するということで、歳出の3つ目から5つ目のポツにも記載をしておるところでございますが、人件費の減や会館積立金の凍結、退職給付引当資産の凍結により対応をしたところでございます。また、一般負担金増や特定健診受診勧奨事業など、新たな業務の実施による増がございます。

歳出につきましては、約2億700万円減ということでございまして、機器更改経費の減少が大きいということでございます。

3ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

各種支払勘定にある16勘定でございます。その合計でございますが、歳入合計約3,952億7,000万円、歳出につきましては約3,952億900万円ということで、対前年度比いずれも1%減ということでございます。

そして、その内訳でございますが、1つ目の国民健康保険支払勘定でございます。対前年度比3.8%減、月平均で約77億円の支払いとなりました。新型コロナウイルス感染

症拡大による入院受け入れ制限や、被保険者の医療機関への受診控えが原因であると考えております。

全国の医療費との比較を下に記載しております。全国については3.8%減、滋賀県でも3.7%減で、いずれも同じような減少ということでございます。

そして、2つ目の福祉医療費支払勘定でございますが、対前年度比11.5%減と大きな減少となっております。特に、子供の医療の減少幅が大きいという状況でございます。

それから、3つ目の介護保険支払勘定でございます。こちらは、対前年度比3.1%増でございます。月平均が約87億円の支払いとなってございます。受給者数増や、令和元年度の消費増税に対する報酬改定の影響があると考えております。

④の障害介護給付費支払勘定、それから⑤の障害児給付費支払勘定についてもそれぞれ増加しております、介護と同様の理由があるものと考えております。

また、6つ目の後期高齢者医療支払勘定でございますが、前年度と比べ2.8%減少しております。全国との比較でございますが、全国では2.5%減、滋賀県では2.6%減となり、減少傾向というところでございます。

あと、⑦の特定健診・特定保健指導等支払勘定や後期高齢者健診等費用支払勘定は、それぞれ対前年度比で10%以上減少しております。こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいと考えております。

今、申し上げました数値につきましては、資料ナンバー2-2の決算総括表のほうにも合計、会計別に記載しておるところでございます。また2ページ目、3ページ目には6会計の詳細を明記しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇橋川理事長 ご審議をいただく前に、去る7月2日に監査を受けておりますので、栗東市長の野村監事さんより、監査報告をお願いします。

◇野村監事 総会の附議事項200ページ、ご覧いただけるとありがたいと思います。

去る7月2日、国保連合会におきまして、竜王町の西田町長と私、野村が監査をさせていただきました。証拠書類はじめ、多くのところ、皆さん方の努力も認められ、全てにおいて適正に執行されておりましたことをご報告申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

◇橋川理事長 ありがとうございました。監査法人による監査も受けておりますので、監査室より報告してください。

◇田中室長 事業・会計監査室長の田中と申します。

それでは、私の方から監査法人によります、令和2年度決算に係る監査の結果について報告させていただきます。同じく通常総会附議事項の201ページをご覧願います。

去る6月14日から16日までの3日間にわたり、監査法人によります監査を受検した結果、202ページ上段に記載されております監査意見として、当監査法人は財務書類が国保連合会会計規則に準拠して、令和2年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める、との意見表明をいただく予定となっております。

なお、正式な報告書につきましては、本日のこの理事会終了後、提出される予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、会計監査室からの報告に代えさせていただきます。

◇橋川理事長 それでは、通常総会附議事項議案第13号から第22号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。よろしいですか。

ないようでございますので、採決に入ります。

議案第13号から議案第22号まで、原案のとおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 全員賛成と認め、通常総会に議案第13号から議案第22号までを附議することといたします。

続いて、議案第23号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算についてから、議案第29号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について、を議題といたします。

一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

◇林課長 それでは、令和3年度の補正予算について、附議事項の議案第23号から第29号について、ご説明をさせていただきます。

資料のほうにつきましては、3-1、令和3年度補正予算のほうで概要を記載してございますので、こちらでご説明をさせていただきたいと存じます。

主な補正項目でございますが、この資料の上段のほうに枠囲いをしております。大きく

5点でございます。

その中で、まず1つ目のところでございます。令和2年度決算に伴う繰越金に関する補正ということでございます。決算で繰越金が確定いたしますので、その収入の繰越金を補正して、さらに支出については予備費を補正していくものでございます。また、一般会計、国保会計、介護会計、特定健診会計につきましては、当初予算におきまして収支均衡を図るため、一般会計の積立金繰入金を財源としておりましたが、決算で確定いたしました繰越金を充当させ、積立金繰入金と財源更正を行うものでございます。

そして、2つ目でございますが、特定健診受診勧奨事業に関する事業でございます。こちらは、令和2年度から実施した事業でございますが、国民健康保険保険者努力支援交付金交付要領の改正により、当事業の費用については国保連合会を経由せず、市町から直接事業者に執行されることとなったため、歳入歳出を同額減額補正するものでございます。

そして、3つ目でございます。公費番号28、感染症、新型コロナウイルス関係の増加に伴う補正でございます。この感染症でございますが、新型コロナウイルスに係るPCR検査や抗原検査の増加に伴って、保険医療機関からの公費請求が増加をしており、公費の会計の補正をお願いするものでございます。

そして、4つ目でございます。風しん対策事業に係るクーポン券再発行に関する補正でございます。国保業務勘定に対する補正となります。風しん事業の最終年度として、クーポン券の再発行を行う市町に対応する補正ということでございます。

そして、5つ目でございますが、国庫補助金の返還に関する補正でございます。こちら、2つございます。1点目が後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に係る補正でございます。

そして、もう一つでございますが、審査支払関係業務費補助金の返還の補正ということになってございます。昨年6月に実施いたしました、新型コロナウイルス感染症に伴う概算前払い一時借入れを行った際に、利子相当分を国から受けておりますが、その余りを国へ返還する補正ということでございます。

続きまして、各議案別に説明を記載しておりますので、主なところのみご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、議案第23号でございます。一般会計歳入歳出第1回補正予算でございますが、補正額は総額8,397万8,000円減でございます。補正内容としては、一般会計繰入から令和2年度決算に伴う繰越金への財源更正の補正、それから、保険者努力支援交付金

交付要領の改正に伴うものでございます。

それから、議案第24号でございます。診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第3回補正予算の業務勘定でございます。補正額250万8,000円増でございます。風しん対策事業におけるクーポン券再発行を行う市町に対応する補正でございます。また、同会計の国保支払勘定においては、補正額30万5,000円増として、繰越金の補正、新型コロナウイルス感染症の概算前払いの利子分の返還に関する科目新設及び補正でございます。

裏面の議案第28号、後期高齢者医療診療報酬支払の業務勘定にも同様の補正を行つておるところでございます。

また、国保のほうに戻りますが、同会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は補正額1億3,566万4,000円増の補正とさせていただいております。繰越金の補正と令和2年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に関する補正、さらには、これが最も大きいものでございますが、感染症の増加に伴う補正ということでございます。

この感染症に係る補正については、議案第28号、後期の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定にも、同様の補正をさせていただくものでございます。

その他の会計につきましては、繰越金の補正ということになってございますので、説明のほうは割愛させていただきたいと存じます。

それから、今、申し上げました補正の詳細につきましては、資料ナンバー3-2のほうに総括表として掲載をしてございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◇橋川理事長 通常総会附議事項、議案第23号から議案第29号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第23号から議案第29号まで、原案のとおり通常総会に附議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 全員賛成と認め、議案第23号から議案第29号まで、原案のとおり通常総会に附議することといたします。

続いて、附議事項の議案第30号、役員改選についてでありますけれども、人事案件でございますので、最後にご審議いただきます。

引き続き、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告について及び報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録について、を一括して事務局から説明を求めます。

◇林課長 それでは、決算処分報告等をさせていただきます。通常総会附議事項、分厚い冊子でございますが、こちらの後ろのほう、水色の合紙が入っております256ページからでございます。

報告第2号の決算処分報告でございます。8点ございます。このページをもって概要の説明とさせていただきたいと存じます。

まず、1つ目でございます。こちらについては事務局規則の一部を改正したものでございまして、令和3年度から新たな業務の追加や担当部署を改正したものでございます。それから、2番目についてですが、新型コロナウイルス緊急包括支援事業に係る事務費の補正となってございます。それから、3番目でございます。中央会負担金に係る補正を行っております。この1から3までについては、3月22日に理事長専決をいただいております。

それから、4番目でございますが、介護給付費増加に対する補正でございます。それから、5番目でございますが、本来積み立てられていなかった財政調整基金積立資産について、課税の対応も含めた補正を行ったものでございます。それから、6番目でございます、新型コロナワクチン接種事業に係る事務費及び抗体検査費用の補正でございます。それから、7番目でございます。審査支払規則についての改正ということでございます。それから、8つ目でございますが、新型コロナウイルスクーポン券作成に係る補正となってございます。

次に、報告第3号でございますが、この附議事項の290ページから291ページ、一番最後のページでございます。こちらに財産目録を載せてございます。こちらをもちまして、財産報告とさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◇橋川理事長 報告事項2件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

それでは、次に説明事項が2点ありますので、事務局から説明を求めます。

◇竹若局長 すみません。説明事項につきましては、「国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動」と「第3期中期経営計画について」ご説明をさせてい

ただきたいと存じます。

まず、国保総合システムの次期更改に係る国庫補助金獲得のための要請活動でございます。資料のほうは、4-1から4-5をご用意させていただきましたが、その4-1で総括的に説明をさせていただきたいと思います。

(1) の若干の経過でございます。次の4-2の資料において、本年の予算総会、予算理事会において、若干説明をさせていただいたところでございますけれども、要するところは、規制改革会議の中で、審査支払業務の改革というものが行われておりますし、その中身を申しますと、審査支払機関、支払基金と国保連合会と2つあるわけですけれども、各々が個別のシステムを使って審査を行っております。それを、同じシステムを共同利用できないかという検討をしていくことでございます。

①のところをご覧いただきたいと思いますけれども、支払基金さんは、その審査支払だけのシステムというような形で運用されておりますけれども、本会は、審査支払機関でありますとともに、保険者の共同体ということでございますので、ここに書かせていただいておりますように、国保総合システムは審査支払と資格確認とか、あるいは高額療養費の計算事務とか、保険者様の共同処理を一体的に処理するシステムで運営をさせていただいております。併せて、介護保険や後期高齢者医療、そしてKDBというようなシステムとも連携をしながら、いろんな業務をやってきてているということがございますので、審査支払システムだけを触ったとしても、いろんな影響があるという課題があるということでございます。

そういう中で、次のポツになりますけれども、平成28年の支払基金改革というような形で始まったわけでございますけれども、国保連合会を含めた審査支払業務の改革に政府が着手をされて、次のポツになりますけれども、これは令和元年6月の骨太方針、規制改革実施計画の中で、支払基金システムと整合的・効果的な運用の実現、つまり共同利用をしていくように、その方針とその工程について明らかにするように、という形で計画に明記をされたということでございます。

そうしますと、②になりますけれども、厚生労働省はそれらを検討するために、昨年9月に検討会を設置されて、今年3月になりますけれども、厚生労働省・支払基金・国保中央会の3者連名による「審査支払機能に関する改革工程表」を公表されたということでございます。これは資料4-3のほうに用意しておりますので、またご参照ください。

その公表された工程表というのはどういったものか、というのが③で記載させていただ

いておりますけれども、③の中の1つ目のポツでございます。現在は47都道府県それぞれの国保連合会で、システムを保有して運用して業務を行っているわけでございますけれども、その国保総合システムをどこかに一拠点化させて、そして、機器更改が令和6年になりますけれども、クラウド化をしていこうということでございます。

2つ目のポツになりますけれども、レセプトを受け付けるシステムの中の受付領域について、支払基金さんのシステムを共同利用していきなさいということでございました。そして、米印に書かせていただいておりますように、一番根幹になります審査支払の領域、審査支払機能については、令和8年に向けて支払基金さんと共同開発する体制をもって、令和8年4月には共同利用するように目指していこうという計画になっているということでございます。

この計画が実施されますと、当初考えられていた国保総合システムの更改内容を大幅に見直す必要が出てきたということでございます。そうしますと、④にございますように、全国の国保連合会に共通しての課題でございますけれども、支払基金さんのシステムを取り込まなければなりませんので、共同利用開発経費が別途かかることがあります。現在、滋賀県においても減価償却引当資産という形で積立金を保有しているわけですけれども、それでは不足してきますので、手数料の改定が必要になるということでございます。

短期的にはお金がかかりますけれども、中長期的な視点で見ますと、システム関連経費、開発する経費でございますとか運用経費というのがだんだん低減されてきますので、その分、国保連合会は、市町の保健事業の充実や、保険者業務の拡充に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

そして、⑤でございます。こちらはお願いでございますけれども、今日の保険者さんの厳しい財政事情を考慮して、国庫補助金獲得に向けて最大限努力をしてまいりたいと存じます。その上で、次のポツになりますけれども、厚生労働省で取りまとめられたシステム更改に積極的に取り組む決意でございます。

只今、ご説明をさせていただきましたように、共同利用開発経費がかかり増しになりますので、現在保有している積立金を超過するというようなことが予測されます。令和4年度以降の手数料の引き上げについて、どうぞご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

併せて、令和8年に向けて、将来的な共同利用機能の拡大に向けて、支払基金さんと共同開発をしていかなければなりません。その備えとして、矢印の後になりますように、ICT積立資産についても、積み立てをさせていただきたく、ご理解のほどよろしくお願ひ

したいと思います。

裏面をご覧いただきたいと存じます。国庫補助獲得の要請活動についてでございます。国保連合会・国保中央会が一体となって、地方6団体に対して補助獲得に向けた要請活動を行うということでございまして、①でございますが、まず、第一段階、本県においては5月10日から14日、地方6団体に対して、システム更改に係る財政支援の要請を行つてまいりました。結果として、米印のところでございますけれども、全国知事会、全国市長会、全国町村会とも令和4年度予算の要望事項に国保総合システムの更改に係る財政支援が取り上げられ、そして他団体、県・市町の議会議長会についても、取り上げていただく予定となっているところでございます。

箱枠の中になりますけれども、先日開催されました国保中央会の定期総会において、資料4-5でつけさせていただいております、国庫補助獲得のための決議が採択され、国保連合会において、その決議をもって地元選出国会議員に陳情をするよう要請がございました。

併せて、②になりますけれども、予算編成段階でございます11月に毎年国保制度改善強化全国大会がございますが、その折にも、関係省庁と主要国会議員へ陳情を行う予定でございます。

今、説明させていただきました、資料4-5のほうをご覧いただきたいと存じます。1枚物の資料でございます。A4縦置きの決議でございますけれども、6月29日に開催された国保中央会の定期総会において採択されたものでございます。

段落2つ目になりますけれども、今、説明させていただきましたように、厚生労働省のほうで、クラウドサービスの利用や支払基金システムを共同利用していくこうというような形の案が上がりましたので、それを進めていく決意であるということでございます。しかしながら、これを実現するためには更改内容を大幅に見直さざるを得ず、国保連合会が準備しております財源では、合計として百数十億円の財源不足が生じる見込みとなっているということでございます。その不足財源を補うために、審査支払手数料を引き上げて対応せざるを得ない状況になっているというところでございます。

一番最後になりますけれども、保険者さんの大変厳しい財政状況を考慮して、保険者さんや被保険者さんの負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう強く要望するということで、裏面のほうでございますけれども、国保中央会の役員、そして2番目には、各47都道府県の理事長連名で決議が採択されたということで、これをも

って、地元国会議員への陳情を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

◇岡田次長 引き続きまして、説明事項の2つ目でございます。

第3期の中期経営計画の進捗状況について、ご報告を申し上げます。右肩、資料ナンバー5をご覧いただきたいと存じます。第3期中期経営計画の進捗状況概要でございます。

まず、大きい1番でございますけれども、計画策定の趣旨でございます。もともと中期経営計画については3年ということではなかったですけれども、目まぐるしく変化する情勢に的確に対応するため、計画の期間を3年に改めまして、第3期中期経営計画を策定したというところでございます。今計画につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間とさせていただいておりまして、（3）に書いてございますように、計画を着実に推進するため、職員によります中期経営計画推進会議において、進捗状況について点検をいたしまして、必要に応じて計画の見直しを行っているところでございます。

大きい2番につきましては、基本理念でございます。ちょっと読み上げさせていただきますと、国保連合会は「審査支払業務の専門集団」、そして「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者・広域連合からより一層信頼される組織となることを目指すということで、基本理念とさせていただいております。

大きい3番の基本方針につきましては、（1）の審査の質の向上、続いて、ページをめくっていただきまして、2ページの一番上、（2）共同事業、そして、4ページ、5ページをご覧いただきまして、（3）の保健事業、（4）組織体制の整備及び財政基盤の確立、最後に（5）で安全管理体制の確立という、こういった構成とさせていただいております。

こちらの進捗状況の評価につきましては、おおむね目標どおり進捗しているという評価をさせていただいております。詳細につきましては、冒頭申し上げました令和2年度の事業報告と重複いたしますので、説明については割愛させていただきます。

以上でございます。

◇橋川理事長 説明事項2点について、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

決議につきましては、私のほうから滋賀県選出の国会議員に要望をさせていただきます。また、ご支援よろしくお願ひします。

それでは最後に、議案第30号、役員改選についてご審議願います。事務局の説明を求

めます。

◇竹若局長 議案書の255ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

議案第30号、本会役員改選についてでございます。

現在の役員の任期が7月31日をもって満了いたしますので、国民健康保険法第23条及び連合会規約第19条、20条、24条の定めに従いまして、総会において選出いただくものでございます。

定数を申し上げますと、理事さんにつきましては15人以内、監事さんにつきましてはお二人以内、市にあっては7人の理事さんを、町にあってはお二人の理事さんを、そして、市と町からお一人ずつの監事さんを、また県と医師国保組合からお一人ずつ、理事さんをご推薦いただくこととして、過日、市長会・町村会・県・医師国保組合さんから役員候補としてご推薦をいただきました。その方々と、識見を有する理事お一人を常務理事として総会でお諮りすることといたします。

只今、ご推薦をいただきました役員候補者の名簿について、お配りさせていただきます。

[候補者名簿配付]

役員候補者のお名前は、その名簿のとおりでございます。総会で承認がいただけましたら、即刻新しい理事さんによる理事会を開催し、理事長・副理事長・常務理事を互選いただき、併せて参与の選任をいただくといった段取りで考えておるところでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長 事務局から説明がありましたが、本来であれば、総会にお諮りしてということになるわけでございますが、慣例によりまして、各団体に対して役員候補者の推薦をお願いしており、こうした形で推薦が取りまとめられたということでございますので、よろしくお願ひします。

なお、名簿中、学識経験者理事につきましては、令和2年8月より就任いただき、現在、国保連合会の財政基盤の見直しや審査支払機能に関する改革の対応をいただいている桂田副理事長に、引き続きお願ひしたいと考えております。

この役員候補者について、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

ないようでございますので、議案第30号、役員改選については、事務局説明のとおり総会に提案させていただくことに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第30号は説明のとおり通常総会に提案させていただきます。

以上をもちまして、本日の提出議案、報告事項、説明事項は全て終了いたしました。

ほかに、この機会で皆様からご意見はございませんか。

ございませんか。

なければ、本日の理事会、閉会とさせていただきます。円滑な進行にご協力ありがとうございました。

午前10時48分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和3年9月30日

議長

草津市長

橋川涉

議事録署名者

東近江市長

小林正清

湖南市長

末田邦夫